

利用者のために

1 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みに基づき、県の行政区域を単位として一定期間（通常1か年、県民経済計算では会計年度）の経済活動を、生産・分配・支出という3つの側面から包括的、体系的に表した統計です。この統計によって、本県の経済規模、経済成長率、産業構造、所得水準、消費・投資の内訳などが明らかになるとともに、本県と他の都道府県との比較だけでなく、諸外国との比較も可能になります。

2 推計方法

我が国の国民経済計算は、平成 28 年 12 月に公表された『平成 27 年度国民経済計算年報』（内閣府経済社会総合研究所）以降においては、国際連合で採択された新たな国際基準である 2008SNA（=System of National Accounts：国民経済計算体系）に基づいて推計されています。（この報告書の中の国値は、『平成 30 年度国民経済計算年次推計』によるものです。）

本県の県民経済計算においても、『平成 27 年度広島県県民経済計算結果』（平成 30 年 3 月公表）以降、2008SNA に対応した内閣府経済社会総合研究所の『県民経済計算標準方式（平成 23 年基準版）』に基づいて推計しています。なお、県民経済計算に関する主な推計方法の改定項目は、「9 平成 23 年基準改定の概要」に記載のとおりです。

3 遡及改定

推計結果は、推計方法の見直しや新しい統計調査結果の公表等に伴って過去に遡り改定を行います。したがって、過去の公表値とは異なる場合がありますので、常に最新の公表値を利用してください。

4 表章期間

平成 30 年度の県民経済計算では、推計に用いる基礎資料の入手可能な平成 18 年度以降について遡及して改定し、表章しています。なお、推計方法が異なるため、過去の公表値とは接続していません。

5 統計の表記

(1) この報告書で用いた記号は、次のとおりです。

「0.0」：単位未満、数字の前の「▲」：負の値

なお、単位未満の負の値は、「0.0」と表示しています。

(2) 統計表の中には、四捨五入の関係で総計（合計）と内訳が一致しない場合があります。

(3) 統計表の増加率は、次式により算出しています。

$$(X_1/X_0 - 1) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100$$

X_1 ：当該年度の計数、 X_0 ：前年度の計数

これにより、マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小した場合の増加率の符号は、プラスで表示されます。

6 実質化の方法

実質値は、生産系列、支出系列とも連鎖方式（平成 23 暦年連鎖価格）で求めています。連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法です。

なお、連鎖方式による実質値においては、合計項目の値とその内訳項目を合計した値とが一致しない（加法整合性が成立しない）ことから、実質値の統計表では、合計項目の値とその内訳項目を合計した値との差である「開差」の欄を設けています。

7 経済活動別分類

次の区分で表章しています。

第1次産業：農林水産業
第2次産業：鉱業、製造業、建設業
第3次産業：電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、
情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、
公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス

なお、輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税は、一括して表章しています。

8 統計上の不突合

県内総生産の生産側と支出側は、概念上一致すべきものですが、それぞれの推計上の接近方法が異なるため、推計値に乖離が生じます。この乖離を「統計上の不突合」といい、県民経済計算では、これを県内総生産（支出側）に表章して、県内総生産（生産側）とバランスさせています。

9 平成 23 年基準改定の概要

平成 23 年基準改定においては、基準年の変更等の通常の基準改定に加え、最新の国際基準である 2008SNA に対応しているほか、推計上の概念の変更や推計方法の見直し等を行う大幅な改定となっています。主な改定項目は次のとおりです。

- ① 経済活動別分類の変更
- ② 研究・開発（R&D）の資本化
- ③ 定型保証の取扱いの精緻化
- ④ 企業年金の年金受給権の記録の変更
- ⑤ 投資信託の留保利益等の取扱いの変更
- ⑥ 中央銀行の産出額の明確化
- ⑦ 生産・輸入品に課される税の範囲の変更

この結果に関するお問い合わせは、次のところをお願いします。
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県総務局統計課 分析グループ
電話(082)513-2526 (ダイヤル) FAX (082)211-3575

この報告書の内容は、広島県のホームページでも提供しています。

「広島県統計情報」で検索してください。

HPアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/kerminkeizaikeisan.html>

県民経済計算の解説

1 県内概念と県民概念

① 県内概念

県という行政区域内での経済活動を、たずさわった経済主体の居住地に係わりなく把握する。ここで、経済主体とは、家計、法人企業、政府機関等を指す。

② 県民概念

県内居住の経済主体による経済活動を、地域に係わりなく把握する。

県民経済計算では、生産を県内概念、分配を県民概念でとらえている。支出は、最終消費支出を県民概念、総固定資本形成を県内概念でとらえている。

2 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は生産の過程において消耗していく。この消耗の価格分（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値を評価するものを「総（グロス）生産」といい、控除して評価するものを「純（ネット）生産」という。

3 取引主体の分類

(1) 経済活動別分類

財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類。平成 23 年基準以降は、大分類レベルで、国際標準産業分類の改定第 4 版（ISIC Rev. 4）と可能な限り整合的なものとなっている。

(2) 制度部門別分類

所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類。①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体、の 5 制度部門がある。

(3) 市場生産者と非市場生産者

① 市場生産者

非金融法人企業（民間、公的）、金融機関（民間、公的）、家計（個人企業を含む）が市場生産者として扱われる。非金融法人企業には、医療サービスを提供する医療機関や、介護保険による介護サービスを提供する介護事業者等が含まれる。

② 非市場生産者

一般政府と対家計民間非営利団体が非市場生産者として扱われる。

経済活動別分類（大分類）	制度部門別分類	市場・非市場生産者
1 農林水産業	1 非金融法人企業	市場生産者
2 鉱業		
3 製造業	2 金融機関	市場生産者
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業（※1）		
5 建設業	3 一般政府	非市場生産者
6 卸売・小売業		
7 運輸・郵便業（※1）		
8 宿泊・飲食サービス業	4 家計（個人企業を含む）	市場生産者
9 情報通信業		
10 金融・保険業	5 対家計民間非営利団体	非市場生産者
11 不動産業		
12 専門・科学技術、業務支援サービス業（※1、※2）		
13 公務（※1）		
14 教育（※1、※2）		
15 保健衛生・社会事業（※1、※2）		
16 その他のサービス（※1、※2）		

※1：一般政府を含む。

※2：対家計民間非営利団体を含む。

4 価格の評価方法

(1) 市場価格表示と要素費用表示

① 市場価格表示

市場で取引される価格による評価であり、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含む。

② 要素費用表示

各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価であり、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含まない。

(2) 生産者価格表示と購入者価格表示

① 生産者価格表示

生産者の事業所における価格による評価であり、商品が需要者に至るまでの運賃や商業マージンは運輸業や商業の生産とされ、個々の商品には加算されない。

② 購入者価格表示

購入段階における市場価格での評価であり、個々の商品価格に運賃や商業マージンが含まれる。

5 統計表

(1) 基本勘定

① 統合勘定

モノ（財貨・サービス）の取引の結果と、カネ（所得）の流れの結果とを制度部門を統合して記録するもので、1会計年度における本県の経済活動の結果を総括したものである。

② 制度部門別所得支出勘定

制度部門別に、生産活動の結果生み出された付加価値が雇用者報酬、営業余剰・混合所得等として、財産所得とともにどのように配分され、社会負担・給付等の受払等がどのように行われたかを表す。さらに、このような分配・再分配の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのような配分されたかを表す。

(2) 主要系列表

経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなり、経済活動の三面（生産、分配、支出）の内容を表す。

(3) 付表

① 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別の産出額、中間投入、それらを差し引いて求めた県内総生産と、その内訳項目を表す。

② 経済活動別の就業者数及び雇用者数

経済活動別の就業者数及び雇用者数を表す。就業者とは市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する者をいい、雇用者とは就業者のうち個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

③ 政府の取引

雇用者（家計）によって負担されるか雇主によって負担されるかに関わらず、一般政府の一部門である社会保障基金に対して支出される社会保障負担の明細と、社会保障基金などの一般政府から家計に支払われる社会保障関係支出の明細を表す。